

答 申 第 2 2 号
平成13年11月2日

青森県知事 木村 守男 殿

青森県情報公開審査会

会長職務代理者 加 藤 勝 康

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成12年7月21日付け青教総第517号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

高等学校を設置する学校法人の平成10年度計算書類に係る一部開示決定処分に対する
異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事は、不開示とした部分について、別紙のとおり大科目及び大科目に相当する科目（以下「大科目」という。）の科目名及び金額並びに合計額を開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成 12 年 4 月 17 日、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により「高等学校を設立する学校法人の「平成 10 年度計算書類」 資金収支計算書及び内訳表（高等学校分） 消費収支計算書及び内訳表（高等学校分） 貸借対照表」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

青森県教育委員会は、本件開示請求に対して、「高等学校を設置する学校法人の平成 10 年度の資金収支計算書、資金収支内訳表（高等学校分） 消費収支計算書、消費収支内訳表（高等学校分）及び貸借対照表」（以下「本件行政文書」という。）を対象行政文書として特定した上で、以下の部分を条例第 7 条第 4 号に該当するとして、これらの部分を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 12 年 5 月 15 日、異議申立人に通知した。

- (1) 資金収支計算書及び消費収支計算書に記録された情報のうち、大科目の金額、小科目の科目名及び金額（補助金収入及び補助金に係る科目名及び金額を除く。）並びに合計額
- (2) 資金収支内訳表（高等学校分）及び消費収支内訳表（高等学校分）に記録された情報のうち、補助金収入及び補助金に係る科目名及び金額を除く部分

- (3) 貸借対照表に記録された情報のうち、大科目の金額、中・小科目の科目名及び金額、合計額並びに注記部分

3 異議申立て

異議申立人は、平成12年7月1日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分で不開示とされた部分を開示するとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 開示しない理由として条例第7条第4号該当とし、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であるためとしている。

しかし、極めて公共性の高い私立学校に対して不開示は極めて不当である。

- (2) 平成11年12月17日に青森県教育委員会に出された青森県公文書開示審査会の答申書が開示を大きく妨げている。その中で「異議申立人の経営及び財政の実態が相当程度分かることにより、異議申立人の独自の経営ノウハウ、経営方針等が明らかとなり、異議申立人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれが認められる」とし、「受忍の限度の範囲内という基準が直ちに導き出せるものではない。」とした。

しかし、他県の状況を見る限りこのことは否定されており公開が流れとなっている。

- (3) 青森県教育委員会は、理由説明書で「他の学校法人との差異優劣が判明し、教育活動や経営における独自の施策・方針や経営ノウハウが明らかとなる。このことは、他の学校設置者との競争上不利益を与え、ひいては、私立学校の有する自主性・独自性を阻害することになる。」と述べているが、全く理解に苦しむ論点である。

私立学校の運営は、収入が生徒の納付金と補助金で賄われており、学費との均衡の中で設備・施設が充実しているか、教職員の人数が多いか少ないかなど父母や生徒は

重大な関心事であることは論を待たない。教職員が少なく、施設設備の不足に対して要望を出している父母や生徒がいる学校も決して少なくない。財政を公開し、設置基準を示しきちんと説明してこそ、学校の秩序と教育方針の維持が可能である。

(4) 青森県教育委員会は、理由説明書で「大科目の科目名だけは不開示とする理由がない。」として科目名だけを一部開示して公共性を高めた様に述べているが、学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号。以下「会計基準」という。）が公になっている中で科目名を示しても何ら意味をなさないし、ましてや金額が入らないことも全く意味をなさないことは明らかである。

(5) 青森県教育委員会は、理由説明書で「小科目、中科目の開示が、当該学校法人の自主性を損なうもの」と述べているが、財政の公開がどうして自主性を損なうのか全く理解に苦しむ。むしろ、全面公開した学校こそ、父母や生徒の信頼関係が大きくなり自主性や建学の精神が保障されている。

第4 実施機関の説明要旨

青森県教育委員会が不開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、青森県から補助金の交付を受けた学校法人が、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「助成法」という。）第14条の規定により、会計基準に基づいて作成し、実施機関に提出しているもので、平成10年度に当該学校法人が行ったすべての活動状況を会計事実として表示し、もって、当該年度の経営状況及び財政状況を示した文書である。

資金収支計算書、資金収支内訳表、消費収支計算書及び消費収支内訳表は、その年度における当該学校法人の資金の流れ、収支の均衡状態を示した文書である。また、貸借対照表は、当該年度3月末現在における資産・負債・正味財産（基本金、消費収支差額など）の財政状態を示した文書である。

2 条例第7条第4号の該当性について

(1) 本件行政文書の有する性格を前提とし、学校法人の自主性、独自性、公共性及び公的助成団体として要求される公益性を基準に学校法人側と県民の利益とを比較衡量し総合的に判断するものである。

(2) 本件行政文書をすべて開示すると、当該学校法人の財政状態、支払能力等が明らかとなる。さらに、財務分析を行い、文部省等が公表している統計結果と比較することにより、他の学校法人との差異優劣が判明し、教育活動や経営における独自の施策・方針や経営ノウハウが明らかとなる。このことは、他の学校設置者との競争上不利益を与え、ひいては、私立学校の有する自主性・独自性を阻害することとなる。

これらにより、本件行政文書は条例第7条第4号に定める不開示情報が記録されている文書である。

(3) しかしながら、私立学校は公教育の一翼を担うものであり、私立学校法（昭和24年法律第270号）によってもその公共性を高めることが求められており、また、助成法により私立学校に対して、公的な助成が行われている。

したがって、学校法人の内部管理情報である財務計算に関する書類といえども、私立学校の有する公共性からすればすべてを不開示とするべきではなく、一定の範囲で開示すべき社会的要請があるというべきであって、受忍限度内で開示されることがあっても、直ちに学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないと判断する。

(4) 大科目だけを開示した場合は、学校法人の経営方針、経営状況等のある程度は把握することが可能となり、その結果、その限度で学校法人の権利、競争上の地位に影響し、その他正当な利益を害することも考えられるが、大科目の科目名については、会計基準で記載すべきものが定められており学校法人が任意に大科目の科目名を変更することや追加することはできない。

よって、大科目の科目名については、会計基準により、一般的に明らかになっている情報であり、不開示とする理由はないものである。

もっとも、会計基準によれば、科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略するものとされており、このことから、大科目の科目名を開示すれば、当該大科目には金額が計上されていることが分かるが、具体的な金額が分からない以上、学校法人の権利、競争上の地位に影響し、その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

(5) 小科目及び中科目に相当する情報を考えると、会計基準においては、大科目よりも詳細な部分については学校法人の自主的弾力的な運用が認められていることから、制度上からも学校法人の自主的な管理にゆだねられている部分であり、これを開示することは、当該学校法人の自主性を損なうものである。

(6) 補助金に関しては、その交付の実態についてみると、青森県が交付している補助金は「青森県私立学校経常費補助金交付要綱」に基づき、各学校法人に同一の配分基準により交付しており、また、経常費補助金以外の補助金についても、国又は地方公共

団体等から一定の方針、基準のもとに交付されている。

これら、画一的な交付実態からすれば、補助金に関する科目について小科目の情報まで開示したとしても、学校法人の自主性を損なうことはなく、学校法人の運営・経営面におけるノウハウ等が明らかになることはないと判断する。

さらに、補助金に関する科目については、公的助成に係る情報であるということから、他の科目に比して強く開示の要請があるものと考えらる。

(7) 以上のことから、本件行政文書に記載された情報のうち、大科目の金額及び中科目以下に相当する情報は条例第7条第4号本文に該当するものであるが、大科目の科目名及び補助金に関する情報は、同号本文に該当しないものであると判断する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条） 条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、高等学校を設置する14学校法人の平成10年度の計算書類（資金収支計算書、資金収支内訳表（高等学校分） 消費収支計算書、消費収支内訳表（高等学校分）及び貸借対照表）である。これらは、青森県から経常費補助金の交付を受けているこれらの学校法人から実施機関に対して、助成法第14条第2項の規定に基づき提出されたものであり、その作成については、会計基準において定められているものである。

本件行政文書のうち、

- (1) 資金収支計算書及び資金収支内訳表（高等学校分）には、収入の部及び支出の部に分かれて、科目名、科目ごとの金額及び合計額
- (2) 消費収支計算書及び消費収支内訳表（高等学校分）には、消費収入の部及び消費支出の部に分かれて、科目名、科目ごとの金額及び合計額
- (3) 貸借対照表には、資産の部、負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部に分かれて、科目名、科目ごとの金額及び合計額並びに注記等が記録されている。

3 条例第7条第4号の該当性について

(1) 条例は、平成11年12月24日に公布され、平成12年4月1日に施行されたところであり、青森県情報公開条例（平成7年10月青森県条例第44号）は、同日廃止された。

ア その条例第7条第4号本文は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国及び県以外の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

この趣旨は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動は、十分に保障されなければならない、このため、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、原則として不開示とするというものである。

イ また、条例第7条第4号本文の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の解釈については、青森県情報公開条例の解釈運用基準（平成12年3月13日制定）に新たに次のとおり加えられたところである。

「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係や、事業活動に対する憲法上の特別の考慮（信教の自由、学問の自由等）の必要性等について、それぞれの法人等又は事業を営む個人の法的性格及び情報の性格に応じて、的確に判断する必要がある。

また、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要とされる。

(2) そこで、本件処分で不開示とされた情報が同号本文に該当するかどうかについて検討する。

ア 学校法人は、それぞれの自主性や独自性を活かして教育活動や研究活動を行っており、また、その運営は、独自の教育理念に基づく運営方針により、独自の手法を用いて行われているものである。このような学校法人の自主性、独自性については、十分に尊重しなければならない。

学校法人の計算書類についてみると、私立学校法において財産目録、貸借対照表及び収支計算書を事務所に備え置くこと、助成法において所轄庁に貸借対照表、収支計算書等を届け出ることが規定されているが、法令上、これを対外的に公表するという規定はない。

イ 一方、学校法人は、教育事業という公共性・公益性の高い事業を行うことを目的としており、また、私立学校の重要な役割にかんがみ、多額の公的助成措置が図られているところである。

大学法人に関するものであるが、平成7年6月に総務庁行政監察局が作成した「高等教育に関する行政監察結果報告書」では、文部省に対し、学校法人の会計経理の透明性を確保する観点から、学生の保護者等を含めた関係者に対し財務関係の書類を積極的に公開するよう学校法人を指導することを提言している。

ここには、学校法人が極めて公共性・公益性の高い法人であるとの認識から、それを指導する行政の立場からも、その会計経理の透明性を確保するため、財務関係の書類を積極的に公開することが公益に合致するとの認識が示されていると認められる。

このような考え方は、高等学校を設置する学校法人についても当てはまるものと考えられる。

ウ 以上から、本件行政文書を公にすることにより学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかについては、学校法人の自主性、独自性に配慮しつつ、その高い公共性・公益性を考慮して判断する必要がある。

エ 本件行政文書のうち、大科目の金額及び合計額を公にした場合、学校法人のある程度の経営実態を把握することが可能であり、財務内容に関して、他の学校法人との差異が分かると認められる。

しかし、大科目の金額及び合計額を公開したとしても、財務内容の正確かつ細部にまでわたる判断は、作成者から詳細な説明を受けない限り第三者には困難であり、当該学校法人のおおよその姿しか窺い知ることはできない。

また、具体的に、どのような点に重点をおいて、どのような方法で経営を行っているかが分かるためには、大科目の金額及び合計額のみでは不十分であると言うべきである。

よって、大科目の金額及び合計額は、公にすることにより当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報には該当しない。

オ 次に、本件行政文書のうち、中科目の科目名及び金額、小科目の科目名及び金額並びに注記部分について検討する。これらを公にした場合、その詳細な数値等によって、学校法人の正確かつ細部にまでわたる財務内容が判明することとなる。そこから得られる情報からは、学校法人の独自の経営上の秘密やノウハウを読み取ることが可能であると認められる。

このような情報を公にすることは、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

カ 以上、本件行政文書のうち、大科目の金額及び合計額は同号本文に該当しないが、中科目の科目名及び金額、小科目の科目名及び金額並びに注記部分は同号本文に該当する。

(3) 次に、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する場合は、開示すると定めているが、本件行政文書のうち、中科目の科目名及び金額、小科目の科目名及び金額並びに注記部分が同号ただし書に該当すると認められる事情はない。

4 結論

以上のとおり、本件処分により不開示とされた情報のうち、中科目の科目名及び金額、小科目の科目名及び金額並びに注記部分は条例第7条第4号本文に該当するが、大科目の金額及び合計額は条例第7条第4号本文に該当しないので、前者の情報を除き、開示すべきであり、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

備考 本件異議申立てに係る事務は、平成13年4月1日以後、青森県教育委員会から青森県知事に引き継がれている。

開示すべき部分

1 資金収支計算書

(1) 収入の部

学生生徒等納付金収入、手数料収入、寄付金収入、資産運用収入、資産売却収入、事業収入、雑収入、借入金等収入、前受金収入、その他の収入、資金収入調整勘定、前年度繰越支払資金、収入の部合計

(2) 支出の部

人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出、経費支出、借入金等利息支出、借入金等返済支出、施設関係支出、設備関係支出、資産運用支出、その他の支出、予備費、資金支出調整勘定、次年度繰越支払資金、支出の部合計

2 資金収支内訳表

(1) 収入の部

学生生徒等納付金収入、手数料収入、寄付金収入、資産運用収入、資産売却収入、事業収入、雑収入、借入金等収入、計

(2) 支出の部

人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出、経費支出、借入金等利息支出、借入金等返済支出、施設関係支出、設備関係支出、計

3 消費収支計算書

(1) 消費収入の部

学生生徒等納付金、手数料、寄付金、資産運用収入、資産売却差額、事業収入、雑収入、帰属収入合計、基本金組入額合計、消費収入の部合計

(2) 消費支出の部

人件費、教育研究経費、管理経費、経費、借入金等利息、資産処分差額、徴収不能引当金繰入額、徴収不能額、徴収不能引当金繰入額又は徴収不能額、予備費、消費支出の部合計

(3) 当年度消費収入超過額、当年度消費支出超過額、前年度消費収入超過額、前年度繰越消費収入超過額、前年度繰越消費支出超過額、平成10年度消費支出準備金取崩額、基本金取崩額、翌年度繰越消費収入超過額、翌年度繰越消費支出超過額

4 消費収支内訳表

(1) 消費収入の部

学生生徒等納付金、手数料、寄付金、資産運用収入、資産売却差額、事業収入、雑収入、帰属収入合計、基本金組入額合計、消費収入の部合計

(2) 消費支出の部

人件費、教育研究経費、管理経費、経費、借入金等利息、資産処分差額、徴収不能引当金繰入額、徴収不能額、徴収不能引当金繰入額又は徴収不能額、消費支出の部合計、消費収入超過額、支出の部合計

5 貸借対照表

(1) 資産の部

固定資産、流動資産、資産の部合計

(2) 負債の部

固定負債、流動負債、負債の部合計

(3) 基本金の部

基本金の部合計

(4) 消費収支差額の部

消費収支差額の部合計

(5) 負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計

別 記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成12年 7 月21日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成12年 8 月 9 日 (第46回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年 8 月10日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成12年 8 月23日	・ 実施機関からの反論書を受理した。
平成12年 8 月28日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面等を受理した。
平成12年 9 月 6 日 (第47回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年10月13日 (第48回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年11月 7 日 (第49回審査会)	・ 審査を行った。
平成12年12月 4 日 (第52回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 1 月15日 (第54回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 3 月19日 (第57回審査会)	・ 異議申立人からの意見聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成13年 4 月16日 (第58回審査会)	・ 審査を行った。

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 5 月24日 (第59回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 5 月29日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの資料を受理した。
平成13年 6 月25日 (第60回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 9 月25日 (第63回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年10月29日 (第64回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石岡 隆司	弁護士	平成13年4月16日委員就任
石田 恒久	弁護士	会長 (本件審査回避)
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
中村 年春	青森大学地域問題研究所長・教授	(本件審査回避) 平成13年3月31日委員退任
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	